

○北信保健衛生施設組合情報公開等審査会条例

(平成 14 年 3 月 28 日 条例第 3 号)

改正 平成 28 年 10 月 20 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 北信保健衛生施設組合情報公開条例（平成 14 年北信保健衛生施設組合条例第 1 号。次条において「公開条例」という。）及び北信保健衛生施設組合個人情報保護条例（平成 14 年北信保健衛生施設組合条例第 2 号。次条において「保護条例」という。）に規定する審査請求等について審査又は審議するため、北信保健衛生施設組合情報公開等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、公開条例第 2 条第 2 号又は保護条例第 2 条第 3 号に掲げる実施機関（次項及び第 6 条において同じ。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 公開条例第 14 条に規定する審査請求についての審査
- (2) 保護条例第 19 条に規定する審査請求についての審査及び同条例第 21 条第 1 項の規定による是正の申出があった場合の審議

2 審査会は、前項各号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用の推進に関する事項について調査審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

る。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。